

審査基準及び標準処理期間

所属名	文化スポーツ部文教課幼稚園・専修学校担当
内線番号	4518

No.	項目	内容
①	処分名	私立学校の設置廃止、設置者の変更等の認可(幼稚園)
②	法令名	学校教育法
③	法令番号	昭和22年法律第26号
④	根拠条項	第4条第1項第3号
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	<p>第4条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項(次条において「設置廃止等」という。)は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の通常の課程(以下「全日制の課程」という。)、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程(以下「定時制の課程」という。)及び通信による教育を行う課程(以下「通信制の課程」という。)、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第108条第2項の大学の学科についても、同様とする。</p> <p>(3) 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事</p>
⑦	審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園設置基準 (昭和31年12月13日文部省令第32号) ・京都府私立幼稚園の設置等認可に関する審査基準 (平成12年6月13日制定)
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	京都府私立学校審議会
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 4か月以内
	経由期間	
	協議機関 当該処分機関	
⑫	問合せ	文教課 幼稚園・専修学校担当(075-414-4518)
⑬	備考	